

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細については、財務諸表の注記2. に記載しているため作成を省略している。

2. 引当金の明細

引当金の明細については、財務諸表の注記5. に記載しているため作成を省略している。

3. 適用する会計基準

「公益法人会計基準」(平成20年4月11日 平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)を採用している。